



金沢市公報

第3175号の2

令和7年(2025年)3月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次

ページ

●監査公表

○監査公表(第5号)

(監査事務局) 1

監 査 公 表

●金沢市監査公表第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定により実施した行政監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項及び第10項の規定により当該報告を公表します。

令和7年3月21日

金沢市監査委員	西	尾	昭	浩
金沢市監査委員	中	村	哲	郎
金沢市監査委員	高		誠	
金沢市監査委員	源	野	和	清

第1 監査の概要

1 監査のテーマ及び選定理由

(1) 監査のテーマ 「学校給食費の取扱いについて」

(2) テーマの選定理由

学校給食費の会計処理については、従来の「私会計」から金沢市の歳入歳出予算に組み込まれて管理する「公会計方式」に移行しており、令和4年1月から34の小学校で一部先行、令和4年度から全小中学校で本格実施している。同方式に移行後の納付方法に関しては、原則、口座振替での納付となるが、一部納付書を使用している。

「公会計方式」への移行のメリットとしては、未納の催促・徴収などの収納事務が市に移行したことにより、学校事務が軽減される。一方、市の事務負担が増え、中で人的対応や事務手続きの効率化などの負担軽減策が不十分な場合は、未納の拡大に繋がるデメリットもある。

このような状況を踏まえて、収納率、口座振替の登録等を中心に、納期限内に納付されない場合の対応、未納期間が長期にわたる場合の対応などについて検証し、今後の改善に資することを目的とする。

2 監査の対象

(1) 監査の対象課 教育委員会 教育総務課

(2) 監査の範囲 令和6年度の学校給食費の収入に係る事務

(ただし、必要と認められた令和5年度以前の学校給食費の収入に係る事務を含む。)

3 監査の期間

令和6年7月12日から令和7年3月5日まで

4 監査の方法

学校給食費の収入に係る事務が適切に行われているかを主眼とし、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、書面調査、関係職員からの説明聴取などにより監査を行った。

5 監査の着眼点

- (1) 事務が法令等に従つて適正かつ効率的に行われているか
- (2) 減免その他の軽減措置が適正かつ公平に行われているか
- (3) 徴収にかかる組織の管理体制が整備・確立され、有効に機能しているか

6 監査を執行した監査委員
西尾昭浩、中村哲郎、高誠、源野和清

第2 監査の結果

1 学校給食費の概要

(1) 法令等の規定

学校給食の実施に必要な経費負担について、学校給食法及び学校給食法施行令において学校の設置者（市）が負担すべきものと保護者が負担すべきもののが規定されている。（学校給食法第6条、学校給食法施行令第2条）。この規定によると、市が負担すべき経費は、①義務教育諸学校において学校給食に從事する職員の人工費、②学校給食の実施に必要な施設・設備の修繕費であり、一方、保護者が負担すべきものは、市が負担する経費を除く経費（材料費、光熱水費、燃料費など）となっており、この保護者が負担する経費を学校給食費としている。

令和元年7月の文部科学省通知「学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進について（通知）」により、学校給食費徵収・管理に関するガイドラインが示された。このガイドラインでは、公会計化の進め方として、移行準備に加え徵収対応や未納等対応の検討方法についても示されている。このガイドラインの公表まで、学校給食費の経理に関する、その会計処理を公費・私費のどちらで処理してもよいとの旧文部省の行政実例のほかに具体的な事務取扱いに関する通知がなく、文部省管轄局長通達では「学校給食の運営は、教育委員会の指導助言により、当該学校の校長が、計画し、管理し、職員を指揮監督して行うこと。」としていた。行政実例と通達のいずれも昭和30年代に発され、学校給食普及推進期であった当時の自校方式を想定しており、共同調理場方式が一般化して以降の実情にそぐわないものになっていた。

なお、中核市における公会計を実施している市の数は、令和3年度時点では60市中14市であったが、令和6年9月現在で62市中少なくとも33市と急激に増加している。

(2) 本市におけるこれまでの監査結果と措置
本市では、平成20年度に「小中学校における学校徴収金（準公費）の取扱いについて」を監査テーマとして、学校給食費を監査対象とした行政監査を行っている。学校徴収金については、公金には位置づけられていないものの、校長がその管理及び取り扱いを保護者から信託され教職員が職務として事務を行っていることから、適正かつ透明性の高い事務処理が求められるものとして、選定されたものである。監査の結果、「学校給食費に係る事務については、各学校の私会計として経理を行っているが、学校給食業務が単独校方式から共同調理場方式へと移行しており、一方、学校給食費の未納問題も生じるなど状況が変化していることから、学校給食の実施に対する権限と責任のあり方を再検討のうえ明確化し、適正かつ円滑に事務が執行されるよう改善されたい。」と意見した。

この意見に対して、令和3年度に教育総務課から「学校給食費に係る事務について検討した結果、現在私会計として、学校が行っている給食費の徵収・管理等については、令和4年1月から公会計への移行を予定している。公会計化により給食費の徵収等は教育委員会で行うことと、事務の効率化、透明性の向上及び教職員の負担軽減等の改善を図り、適正かつ円滑な事務の執行を行つまいりたい。」という内容で措置通知が提出されている。

(3) 本市の状況

本市では、平成19年度からすべての中学校で完全給食が実施されており、市は設置者として法令規定の経費に加え、保護者負担の削減を図るために、光熱水費や燃料費などの維持管理費も負担している。一方、保護者は食材費のみを負担することとしている。

本市の学校給食費の1食当たりの単価は教育委員会が決定しており、現行では小学校で250円、中学校で293円となっている。なお、この単価は平成26年度以降、11年間据え置かれている。令和4年度以降、物価高騰等により実際の一食当たりの給食食料費が保護者の負担する単価を上回った分について、公費負担を実施している。

私会計から公会計に見直しをした経緯としては、從来から教職員の事務負担の軽減が求められていたため、平成30年度から「学校給食費経理手法検討懇話会」を開催し、公会計化への移行を検討してきた。令和元年7月に、文部科学省から公会計化推進のガイドラインが示されたことにより、条例等の制定や収納管理制度システムの構築等の準備に2年間をかけ、令和4年1月から34の小学校で一部先行、令和4年度から全小中学校で公会計化している。

公会計化した令和4年以降、学校給食費は金沢市学校給食費条例施行規則に基づき、1年分を5期に分けて口座振替で納付することとなっている。第1～4期は1食当たりの金額と1年間の喫食予定数を乗じて算出した金額を5で割り、1,000円未満の端数を切り上げた額とし、第5期は1年分の金額から第1～4期で払った金額を差引いた金額となっている。

2 学校給食費の取扱いについて

- (1) 収納手続きについて
 - ア 岐入予算等の推移
 - ・歳入予算の推移

(単位:千円)					
区分	3年度	4年度	5年度	6年度	
学校給食費(当初)	219,000	1,847,000	1,774,000	1,736,000	
学校給食費(補正)	0	△ 72,000	0	0	
合 計	219,000	1,775,000	1,774,000	1,736,000	

(注) 令和3年度については、3学期より一部の小学校(3校1分校)で先行実施

令和4年度当初予算是完全給食×3年平均回数で積算していったため、アレルギーなどで減額が考慮されてしまうが、当初予算での積算額が実際よりも大きく、補正が必要となつた。令和5年度以降は正確に積算しているため、補正是生じていない。

- ・児童生徒数の推移

(5月1日現在)					
区分	3年度	4年度	5年度	6年度	
児童数(小学校)	22,352人	22,336人	22,147人	21,860人	
生徒数(中学校)	11,232人	11,129人	10,829人	10,864人	
合 計	33,584人	33,525人	32,076人	32,724人	

児童生徒数の合計は減少が続いているが、併せて予算額が減少している。これは給食費が公会

計化となる以前からの傾向であり、一部生徒数の増加がみられるが今後増加となる見込みはない。

イ 事務処理体制

・教育総務課内での体制
学校給食費にかかる事務は、「学校給食の計画及び指導に関する事項」「学校給食の管理運営に関する事項」として教育総務課学校給食係が所管する。なお、「学校給食の施設整備に関する事項」については、教育施設等整備室が所管している。

(令和6年8月末日現在)

区分	正規職員	会計年度任用職員
収 納	1 人	1 人
滞 納	4 人	1 人
合 計	5 人	2 人

令和6年度の事務処理体制は、学校給食係の正規職員7名、会計年度任用職員2名のうち、収納については2名、滞納については5名体制で対応しており、十分な人數を確保していることを確認した。

- ・学校現場との分担
教育総務課と学校事務職員との分担は、以下の表のとおりとなっており、教育総務課と学校との書類の送付は教育総務課が契約している委託業者により行われる。書類の不要な報告等については電子メール等データのみでの送付としており、事務軽減に配慮している。
納付書などの郵送物の送付事務は教育総務課で処理を行うが、全児童生徒の保護者が対象となる年間予定額をお知らせする納入通知書等は学校を経由して配布するなど、事務負担削減や経費削減についての工夫がみられる。

区分	主要な事務内容(役割)
教育委員会(教育総務課)	① 学校給食実施の決定
	② 学校給食施設・設備の整備及び維持管理
	③ 学校給食費(学校給食1食当たりの単価)の決定
	④ 設立の決定
	⑤ 学校給食費の徴収・管理、還付、未納の対応
	⑥ 軽減措置、減免の対応
	⑦ 児童手当からの充当
	⑧ 学校給食物資の調達
(調理所)	⑨ 調理
学校	⑩ 日常の学校給食の運営・管理
	⑪ 返金(市外転出、長期欠食などによる還付)の報告
	⑫ 児童生徒の転出入に関する報告

なお、前回監査時の業務分担は以下の通りである。

平成20年度の分担表(参考)	
区分	主な事務内容(役割)
教育委員会(教育総務課)	了 学校給食実施の決定 イ 学校給食施設・設備の整備及び維持管理 ウ 学校給食費(学校給食1食当たりの単価)の決定
工 訓立の決定	
才 調理	
(調理所)	
学校給食会	ア 学校給食物資の調達 ア 日常の学校給食の運営・管理 イ 学校給食費の徴収金額の決定 ウ 学校給食費の徴収・管理(保護者がから)
学校	

学校給食会は、学校給食の円滑な実施、運営を図るために、学校給食に必要な物資の調達を中心とした業務を行う団体として昭和36年に設立された法人格を有していない団体であったが、学校給食費の公会計化に伴い令和4年3月に解散している。
当時の学校現場での事務について補足すると、学校での実務(会計)担当者はほとんどが事務職員であったが、一部教員が担当している小中学校もあり、教育総務課が作成した学校給食事務説明書に基づき、ある程度統一した事務処理を行っていた。徴収方法については、保護者合意のうえで学校ごとに口座振替が行われていたものの、児童生徒数の少ない小規模校においては振替処理を行う業者の都合もあり、口座振替ではなく現金徴収が行わっていた。
令和4年1月に始まった公会計化以降、学校給食費の徴収にかかる事務が学校から教育総務課に変更となり、また、学校給食会への給食料費の支払い事務もなくなったことから、学校現場での事務負担軽減が図られた。

ウ 収納方法の周知

保護者に対する給食費の支払い方法の周知について確認したところ、毎年新1年生の保護者に対して、入学の前年度の秋に行う就学時検診の際に、「学校給食費についての大切なお知らせ」にあわせて学校給食申込書と口座振替納付依頼書を配布している。転入者に対しては、学校での転入手続き時に個別に学校給食費の説明を行い、学校給食申込書と口座振替納付依頼書を配布している。教職員に対しても、同様に学校給食費のお知らせとあわせて学校給食申込書と口座振替納付依頼書を配布している。
また、市ホームページに学校給食費に関する情報を掲載している。ホームページ下部にはよくある質問がまとめられており、保護者へのわかりやすい説明に努めている。公会計化により保護者の支払い手続きも市内で運用が統一され、ホームページでの周知が可能となつたほか、市内での転校等による保護者の負担軽減も図られた。

エ 納付方法の割合

	年		
	4年	5年	5年
口座振替	件数 35,639 件	96.9 %	96.8 %
納付書	件数 1,128 件	3.1 %	3.2 %
その他	件数 0 件	0.0 %	0.0 %
計(件数)	36,767 件	36,542 件	

納付方法は、金沢市学校給食費条例施行規則で基本的に口座振替と規定されているが、納付書等の使用も認めている。就学時検診時の届知に効果があり、96%を超える納付義務者が口座振替を利用している。また、その周知の際には学校給食費に未納が生じた場合に児童手当から充当する旨の申出書の提出も依頼している。また、その他の徴収として、教育総務課における現金での支払いを想定して銭錠準備金等を保管しているが、令和6年9月現在での実績はない。納付書での支払いは、金融機関だけではなく、コンビニ取扱やスマホ決済も可能であり、納付方法の多様化により未納を抑制する工夫がみられる。なお、令和5年度の納付書使用状況の内訳を確認したところ、コンビニでの支払いが8割を超えており、金融機関の利用が最も少ない結果であった。

口座振替は、保護者が期別ごとに納入のための手続きを行う必要がないため、保護者の負担が少ないというメリットがある。また、一般的に、地方公共団体にとって、コンビニ取扱等の私への徴収委託と比較して手数料等の財政負担が少ないというメリットもある。対して納付書払いは、職員が期別に納付書を送付する際に印刷、封入、郵送手続き等事務処理を行う必要があり、手作業のために誤りが起きる可能性がある。

口座振替の利用率の上昇は、保護者と職員の負担軽減及び財政負担の減少だけでなく、収入未済額の増加による取納率の低下を防ぐことも繋がり、最も効果的で合理的な取納方法である。これまでにも口座振替手続きの周知を行ってきたところだが、収入未済額の増加や取納率の低下を未然に防止するために、口座振替の利用率増加に向けて有効な手法の研究に取り組むことが望まれる。

- (2) 減免・負担軽減措置について
学校給食費の減免は、金沢市学校給食費条例第4条、金沢市学校給食費条例施行規則第10条に規定されている。

ア 減免額の推移

	年	4年	5年
件数		0人	15人
減免額		0円	103,704円

(3) 決算の状況
ア 決算の状況

令和5年度に減免の実績があり、減免関連書類等を確認したところ、令和6年1月1日に発生した能登半島地震において被災した児童生徒が、金沢市立・中学校に在学する際に学校給食を受ける場合、これにかかる学校給食費を免除するものであった。対象者は令和6年能登半島地震で被災し、避難のため金沢市立小・中学校に通う児童生徒の保護者のうち、就学援助の対象とならない者である。また、被害が甚大であり居住地により被災していることが明らかであることから、保護者の負担を考慮して減免申請を省略した。

なお、令和6年度も引き続き能登半島地震において被災した児童生徒の学校給食費は免除となつているため、微収していない。

イ 負担軽減措置の推移

年	4年度		5年度	
	件数	軽減額	件数	軽減額
総減 軽減 措置	就学援助	4,546 件	4,564 件	4,564 件
	教育扶助	216,651,604 円	208,241,197 円	208,241,197 円
合計		220,935,670 円	212,297,061 円	212,297,061 円

負担軽減措置には、就学援助制度と教育扶助制度の2種類がある。

就学援助制度は学校教育法第19条に基づき、教育総務課で認定事務を行っている。毎年4月に就学援助申請書を学校経由で保護者に配布、受付し、保護者（世帯全員）の所得額等によって認定を行なう。保護者が当年度5月上旬までに認定の申請をした場合、7月に認定されるもので、就学援助の主な内容は、金額の大きい順に給食費、学用品費等、新入学用品、修学旅行費、校外活動費等である。このうち給食費については、就学援助の申請を行っても認定までは通常通り納付が必要となる。就学援助にかかる給食費については、7月の認定情報に基づき6月末に支払いのあつた第1期分については還付手続きを行い、その後は別個ごとに公金振替で学校給食援助費（歳出）から学校給食費（歳入）に直接充当している。

教育扶助にかかる事務は生活保護法第13条第3項に基づき生活支援課が行なっており、その扶助決定に基づいて扶助されるものであり、教育総務課が個別ごとに異動や学校給食費の変更について確認している。公金振替により、生活保護費（歳出）から学校給食費（歳入）に直接充当している。

合計金額は令和4年度から5年度にかけて減少傾向にあるが、いずれも全額公金振替となっており、未収金が発生することはない。

(単位:千円・%)

年度	調定額(A)		収入済額(B) (還付未済額)	収納率 (B) / (A)	収入未済額
	増減額	増減比率			
4年度	1,749,772	0.3	1,742,563 (60)	99.0%	7,269
5年度	1,739,373	0.6	1,726,670 (10)	99.3%	12,713

令和3年度は一部の小学校で公会計方式の先行実施をしており、金額の比較が困難であるため記載を省略する。

収納率は、99%以上と高い水準で推移しているものの、令和4年度と比較して令和5年度は0.3ポイント低下している。

還付未済額は減少しているが、これは納付義務者の納付のタイミングなどにより変動するものである。なお、還付金についての詳細は、(4) 還付手続きについてで記載する。

収入未済額は、収納率の低下に伴い、令和4年度と比較して令和5年度では5,444千円(74.9ポイント)増加している。

公会計化する以前の平成20年度の収納率が99.8%、令和元年度の収納率が99.9%であったことと比較すると、公会計化以降の収納率は低下している。

(4) 還付手続きについて
ア 還付金の推移

年	年度		5年度	
	対象人数	還付金額 (内訳)	対象人数	還付金額 (内訳)
4年度	4,539	45,242	4,539	43,007
5年度	1,156	44,086	1,965	41,042

学校給食費の還付については、金沢市学校給食費条例施行規則第9条に定められている。還付のうち、過誤納の内容は市外転出、長期欠食等で既に支払い済みの給食費を還付するものである。就学援助は、(2) イ 負担削減措置の推移で言及したことより、認定前に支払いのあつた実費相当額を、認定情報に基づき8月末に納付義務者に還付しているものであり、8月以降は随時認定が行われるためその都度発生している。

還付手続きについて確認したところ、過誤納については学校からの報告に基づき対象者と金額を取りまとめたり、事務処理は適切に行われていた。就学援助については、認定事務を教育総務課で行っているため、手続き慣れ等は生じないものである。この還付金のうち、決算上

現れているる還付未済額は、決算時点での納付義務者への還付処理が終わらなかつたものである。実査を行った本年10月現在、還付手続きは完了しておらず、理由を確認したところ、給食費支払いのために口座の届け出がある場合はその口座に還付金の振込を行うが、ない場合は還付対象者が口座の届け出をしてから還付手続きを行うため、まだ振込ができないものであつた。

(5) 未収金対応について
ア 滞納繰越の推移

		年度	4年度	5年度	6年度	合計
実人員	40人	246人	285人			
滞納額	545,750円	7,268,618円	12,713,599円			

*実人員とは、実際に滞納している人の数を表し、同じ児童や兄弟の未納がある場合は人数は合算しない。

令和4年1月の公会計化以降、滞納繰越額は大きく増加している。ただし、令和4年度に滞納繰越した対象は、令和3年度の3学期分を一部の小学校で先行実施したもののが滞納分であるため、少額となっている。

イ 滞納状況(令和6年8月末現在)

		年度	3年度	4年度	5年度	合計
実人員	14人	123人	203人	340人		
滞納額	194,750円	4,495,092円	6,527,953円	11,217,795円		

*実人員とは、実際に滞納している人の数を表し、同じ児童や兄弟の未納がある場合は人数は合算しない。

令和6年8月末現在での滞納額は、11,217,795円であり、令和6年度の滞納繰越額との差額1,495,804円が取締済みである。この時点での収納率は11.8%である。この表でも、令和3年度分は、3学期分を一部の小学校で先行実施したもののが滞納分であるため、少額となっている。なお、年度ごとの繰越調定期・収入済額は以下の通りであり、納期限から年月が経過するほど収納率は低下している。

(令和6年8月末現在)						
年度	繰越調定期(A)	収入済額(B)	収入未済額		収納率(B)/(A)	%
			件数	金額(A)-(B)		
5	7,649,633円	1,121,700円	678	6,527,953円	14.7	
4	4,867,196	372,104	475	4,495,092	7.6	
3	196,750	2,000	17	194,750	1.0	

この表での件数は実人員ではなく調定期によるものであるため、滞納状況の表の人数(実人員)とは差異がある。

未収金が発生した場合の対応については、教育総務課の滞納業務担当者は「学校給食費徵収にかかる年間スケジュール」に沿って督促手続きを進めている。納期限までの支払いが確認できない場合、財務規則第59条により納期限後20日以内に督促状を発しており、督促状

指定納期限を過ぎて納付が確認できない場合は催告書の交付や電話での催告を行つている。催告の対象件数は、期別ごとに200件程度であり、滞納業務担当者5名で対応しているため督促状の発送も含めて職員の事務負担が大きくなっている。
また、「学校給食費徵収にかかる年間スケジュール」には、口座振替納付の振替不納についても未収金の増加とならないよう、速やかに納付書となる圧着はが書きを送付する運用が記載されている。

加えて、未納者への対応として児童手当から学校給食費への充当を行つている。学校給食費は児童手当法(21条第1項)で児童手当が担当が規定されているため、教育総務課では「金沢市児童手当等に係る学校給食費等の徴収に関する要領」を定めている。具体的な事務処理方法は、入学時に保護者が提出する学校給食申込書の下部に、児童手当に係る学校給食費の徴収に関する申出書の欄があり、保護者の署名押印で申出が可能となっている。また、学校給食申込書での申出書以外に、児童手当法施行規則第12条の10に規定する申出書により、児童手当からの充当を申し出ることができる。教育総務課では、滞納者に催告書を送付する際に年2回徴収申出書を同封しており、申出書を受理した場合に限り児童手当からの充当を行つている。児童手当の所管は子育て支援課であり、充当手続きは公金振替により、児童手当(歳出)から学校給食費(歳入)に直接充当しているものである。

なお、実査時に児童手当からの充当について確認したところ、滞納繰越額に対する収納済額のうち、半額程度が児童手当からの充当であった。令和6年度に新たに発生した未収金についても、10月支払い分の児童手当から充当を始めていることであった。今後は、納付書や督促を送付しても納付しない滞納者に対する有効な、児童手当からの充当を確実に実施できるよう業務マニュアルを策定するなど、初期の滞納から担当が開始できる体制の構築が望まれる。
滞納者の詳細を滞納業務担当者に聞き取りしたところ、複数年度にわたって滞納を繰り返している保護者が存在し、年度を重複して滞納している保護者の存在については、ア 滞納越行きの推移とイ 滞納状況(令和6年8月末現在)の表の合計件数に差異があることからも確認できる。

ウ 遅延損害金の状況

		年度	3年度	4年度	5年度
実人員	0人	0人	0人	0人	
遅延損害金額	0円	0円	0円	0円	

遅延損害金の計算方法は、金沢市学校給食費条例第5条に「納期限の翌日から納付までの期間の日数に応じ、法定利率で計算した金額に相当する遅延損害金を徴収する。ただし、遅延損害金の確定金額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てて、その確定金額全額が1,000円未満であるときはその全額を切り捨てる。」と規定されている。

学校給食費は債務者一人当たりの調定期が少額なため、令和6年9月現在では遅延損害金は発生していないが、令和3年度の滞納分を対象に令和6年12月下旬以降に納付した場合には発生する見込みである。

遅延損害金発生時の対応については、実査の時点では発生していないので具体的な対応方法は確定していないが、滞納者に対しては法的措置等を行うなど学校給食費に不納欠損が発生しないよう事務処理を進める方針を確認した。

3 まとめ（改善意見）

学校給食費については、令和4年1月から公会計化して間もないが、すでに帶納が発生しており長期の帶納となりかねない状況である。未納対策としての徴収計画は、財務規則に基づいて督促を行った後、年5回催告書の送付を行い、これに並行して電話催告を年2回行うというものである。また、未納者からの申し出により児童手当からの充当を行うこととなっている。

今回の監査では、公会計化により、学校現場での教職員の給食費の取扱いにかかる事務負担軽減とともに、保護者の支払い手続の利便性が増しただけでなく、新たに学校給食費にかかる事務が増加した教育総務課においても、保護者への事類の配布方法や督促手続きなどに種々の取り組みや工夫を行っていることが見受けられた。この取り組みや工夫、平成20年度の監査結果を受けての事務手続きの改善に関する評価である。令和6年能登半島地震により本市学校設備にも多数の被害があつた中、被災した児童生徒の受け入れに伴い、給食費の減免手続き等の非定型業務が増加したが、限られた人員で円滑に業務を行っていることを評価したい。

監査の結果、学校給食費の管理状況について、条例、規則等に基づき、監査した範囲においてはおむね適正に事務が執行されていると認められた。今後は次の事項に留意の上、合理的かつ適正な事務執行に努められたい。

(1) 未収金の増加について

- 「公会計方式」の移行によって徴収率が低下することは、他の自治体でも見られる共通の課題である。しかしながら、負担の公平性の観点からは、より一層の「徴収体制の強化」が求められており、以下の改善策の検討が必要である。
 - ・ 学校現場と連携して、真に援助を必要とする世帯を把握し、本来支援の対象となる世帯が帶納者となることがないよう相談体制を整えること。
 - ・ 入学前の就学時検診の際には、義務付けはできないものの他の学用品等と同様に学校給食費についても「口座振替」を基本とする説明を行い、導入率を高めること。
 - ・ 「児童手当からの充当」について申出書を提出する保護者に対しては、子育て支援課と連携し、督促での指定納期限を過ぎた時点で直ちに充当手続きを開始すること。
 - ・ 特に理由のない高額滞納者には、「支払督促」等の法的措置を講じ、負担の公平化を徹底すること。

(2) 遅延損害金発生時の対応について

- 実査の時点では、遅延損害金が発生していないこともあつて、具体的な対応方法は確定していないなかつたが、今後、納付期限内に納付している納付義務者との公平性が損なわれないように、徴収に向けた事務処理方法を早急に定める必要がある。

令和7年(2025年)3月21日 発行 発行人
発行所
編集 石川県金沢市玉鉢4丁目166番地

金沢市
金沢市役所
(株)共栄